



# テミス通信

第 20 号 / 2016年3月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755

FAX 06-6365-1109



大阪城公園の梅園

梅、木蓮、木瓜、雪柳そして桜と続く花の季節に、豊かな春を愛でる幸せを日々感じています。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

世の中には様々な制度があります。改善するには、「机上であれこれ考えたり、頭の中で決めつけたりしないで、実際に使っている人に教えてもらいに行こう。」

そう考えて行動した一年でした。そこで気づいた一番大切なこと。

それは、「利用者の側から制度を考えることの大切さ」です。

心がけて、心して、お仕事していきたいと思えます。

テミス通信 第20号、お届けします。

(佐井恵子)

## 親族後見人アンケート調査ご協力のお礼とお願い

平成28年2月13日(土)大阪司法書士会館において、司法書士向けの家族法研究会研究発表会が、「超高齢化社会と家族法の役割 ～私たち司法書士の挑戦～」と題して開催され、私も一部登壇して発表させていただきました。参加人数は120名余。

成年後見制度のためならばと協力いただいた親族後見人の皆さま方のお気持ちに、少しでも応えなければと、ぎりぎり前日まで原稿を手直して臨んだ甲斐もあり、参加者から高い評価をいただくことができました。ありがとうございます。心よりお礼申しあげます。アンケート人数もまだ50名という目標に達していないので、もうひと頑張りせよとの指示を受けました。

お心当たりのある方は、お声かけいただけないでしょうか。引き続き、よろしく願いいたします。

**通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。**

## 最後まで自分らしく暮らしたい ～もしも私が認知症になったら・・・～

### 成年後見制度をおすすめする理由

認知症等で判断能力が不十分になったとき、それまでの生活を継続すること自体、自力では難しくなってきます。見守りの態勢や住まいを整えたり、介護サービスを受けられるようにしたり等々、一気に、問題の解決に迫られることとなります。自分の財産を自分でしっかりと管理していた方ほど、老後に備えて蓄えていたお金に周りが気づかず、今こそ使うべき時なのに、節約を強いられてしまうということになり、何とも残念なことです。

しかし、成年後見制度を利用することで、本人名義の預金口座が他にないか調査することができるようになります。様々な制度についてアクセスできるよう、支援を求めることもできます。**親族というだけではできないことを、権限をもつことで、ストレスなくできるようになる。**これが、成年後見制度の利用をお薦めする理由です。

### 任意後見制度とは

成年後見制度には、大きく分けて2種類あります。「**任意後見制度**」と「**法定後見制度**」です。前者は、任意後見契約(委任契約の一種)で、「**判断能力が不十分になった時に備えて、頼みたい人に、自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務の全部または一部を頼んでおく**」ことができるものです。自分の老後の暮らしを、頼みたい人に、ああしたい、こうしたいと頼んでおくことができます。親族に頼んでおくことも、司法書士などの専門職に頼むこともできます。誰に頼むにせよ、年を重ねると、どういった問題が生じてくるのか、それを自分はどうしたいのか、契約の締結時に話しあって書面にしていところから援助していき、公証役場で契約書を作成するところに繋がります。**契約締結後は、漠然と不安に感じるのではなく、自分の心配事を整理して考えることができるようになります。**また、万一の備えができてという安心感をもっていただけるようです。

任意後見契約には2つの特色があります。

1. 様式の特色 任意後見契約は、将来、判断能力が不十分になった時に備える契約ですので、公証役場で作成します。公証人には3万円ほど支払うこととなります。
2. 開始時期の特色 頼まれた人は、将来、本人に必要なとなったとき、家庭裁判所で任意後見監督人を選んでもらって、初めて、任意後見人として働くこととなります。

### 法定後見制度とは

一方の「**法定後見制度**」は、契約にしてい場合です。いよいよ必要となれば、裁判所に診断書を提出して、後見人等を選任してもらうこととなります。前者との違いは、**自分の意思を公に残してい点**です。例えば、子どもや知人に頼んでいたとしても、それだけでは裁判所には伝わりません。最近の裁判所の運用は、親族を後見人に選任することに消極的ですので、**頼んでいた人が後見人に選任されとは限りません。**また、介護に来てくれるお子さんへの交通費やお礼など渡したいと思うのは人情ですが、裁判所によっては、子どもが親の面倒をみるのは当たり前、そういった支出は認められないと指摘される場合もあり、せめて、どうしたいかを書面にしたものを残していればと思うことがあります。もっと問題なのは、一度相続人となると、後見制度を利用している以上、法定相続分相当の遺産を相続することを求められることです。例えば、自分の老後に必要なお金は十分蓄えている方の場合、子のいない兄弟が配偶者を残して亡くなった時、配偶者のこれからの生活を考えれば、遺産は全て配偶者が相続して良いと考えてもよさそうです。ところが、**被後見人は、兄弟の資産形成に一切貢献をしていなくとも、権利がある以上、遺産を受け取らないことは難しいのです。**本人の意思が分からない以上、裁判所としては本人の財産確保を第一に考えなければならず、それが時として、家族の実情と乖離する原因を作ってしまう様に思います。

### 世界の問題意識

また、障害者の権利に関する条約が、2006年12月13日の国連総会において採択され、日本は2014年1月に受け入れました。「**私たち抜きに私たちのことを決めないで!**」(Nothing about us without us!)というスローガンの下、障害者\*1の自己決定を可能な限り支援することを求めた条約です。世界は、全ての人に意思能力が

あることを前提に、必要な時に、「本人にとっての最大の主観的利益」に適うよう意思決定を支援したり、限定的に代理行為をする「小さな後見制度」を目指しています。

日本の、包括的な代理権を与える法定後見は、見直す時期が来ているように思いますが、ご本人の判断能力を制限しない任意後見は、本人の意思次第で、法定後見のもとでは難しい判断も可能となり、日本の制度の中でも、本人による意思決定を尊重する世界の潮流に合致するものといえるでしょう。

### 最後に

最近では、遺言やエンディングノートに関心を持つ方が増えてきています。これらは、どちらかと言えば死後を想定して記しておくものでしょう。任意後見契約は、その手前。自分らしく「暮らし続ける」ことを叶えてくれるものです。従って、任意後見契約の肝は、自分の希望を記した「生活設計（ライフプラン）」にあります。まだ契約するには時期尚早という方は、まずは「生活設計（ライフプラン）」だけでも書いてみませんか。きっと、自分の10年後、20年後を具体的にイメージできるようになり、そこから、備えるべきことが見えてくるのではないのでしょうか。

（佐井恵子）



\*1 身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者

## 株主リストを登記の添付書類とする改正と、その影響

株主総会決議が必要な登記の申請に、従来の議事録に加えて、会社の株主リストを提出する「商業登記規則等の一部を改正する省令案」が、平成28年10月頃施行となる予定です。（種類株主総会においても同様となります。）

### 株主リストが必要となります

役員変更や商号・目的変更・取締役会廃止といった定款変更に、合併や会社分割といった企業再編の場面で、以下の何れかの株主の氏名又は名称及び住所、当該株主の有する株式の数及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面の添付を求められるという改正です。

- 総株主の議決権の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主
- その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数の株主

これは、投資法人や特定目的会社についても同様となっています。株主リストは、以下のイメージです。

### 【証明書例】

#### 証明書

平成29年6月〇日に開催された当社定時株主総会において各議案について議決権を行使することができる株主（定款第〇条の規定に基づく基準日である平成29年3月31日時点における株主）に関する商業登記規則第61条第3項に定める事項は次のとおりであることを証明する。

	氏名	住所	所有する株式数	議決権の数	総株主の議決権の数に対するその有する議決権の数の割合
1	甲	略	55,000	55,000	55%
2	乙	略	10,000	10,000	10%
3	丙	略	5,000	5,000	5%

平成29年6月△日

大阪市北区西天満1番地

西天満産業株式会社

代表取締役

西 天馬

改正の理由は、主に3点。1. 商業登記を悪用した犯罪や違法行為が後を立たず、消費者保護又は犯罪抑止の観点から、商業登記の真実性の担保を図る必要があること。2. 国際的にも、資金浄化・テロ資金供与等に利用されることを防止する観点から。3. 関係者が事後的に株主総会決議の効力を訴訟等で争う場合に有益となること。新任役員に、本人確認書類の提出を求める昨年の改正と、流れは同じです。

### 会社に対する影響は？

私は、今回の改正による影響は大きいと考えます。株主リストを法務局に提出するという事は、会社として、会社の所有者が誰であるかの情報を提供することとなります。

#### 1. 株主名簿が整備が急務

株主名簿の整備が必要です。株主からの申出がない限り株主名簿の住所など、手当する必要はないのですが、**名義株の解消**は急務となるでしょう。相続が発生している株主には、相続人全員からの権利行使者の通知がなければ総会で議決権の行使はできません。

#### 2. 招集手続きは適正に

株主総会招集手続きを適正に行わなければなりません。もっとも、株主名簿が整備されていれば、株主名簿上の住所に発送すれば、実際に到達したかどうかは問題となりません。取締役会を設置している会社かどうかで、会社法が求める招集通知の内容や方法の程度は異なります。しかし、取締役会を置かない会社であっても、**書面又はメールで残しておくということが最低限必要**だと考えます。

#### 3. 登記附属書類の閲覧

招集通知を発した以上、株主総会の開催はもちろん必要です。株主が、株主総会決議の有効性を争う場合に、法務局で、議事録や株主リスト（登記附属書類）の閲覧ができるようになりますので、総会に誰が出席して、誰が欠席したか、出席した人は権利行使できる株主であるかの検討まで必要となってきます。なるべく大勢の株主から、委任状を回収をしておくようにしたいものです。

### 今、すべきこと

この改正案、実際に施行されるまでに、いくらかの修正がなされるかもしれませんが、私どもとしましても、何なりとご相談いただけるよう、総会支援業務の充実を図ってまいります。施行まで、まだ少し時間があります。まずは、「株主名簿の整備」に取りかかっていたきたいと思います。（佐井恵子）

## ご近所探訪 ～北区・中央区まちあるき編～

1月27日、大阪市北区・中央区の協働事業で、連携まちあるき「難波津を求めて一天満砂堆から上町台地へー」に参加しました。ガイドボランティア団体「ヤジ馬ヤジ北」と「中央区まちのすぐれもん」のガイドのみなさんから詳しい説明を聞きながら、大阪天満宮を出発し、大阪城近くの難波宮史跡公園まで歩きました。商人の町・天満から大川を渡って武家の町・中央区上町台地まで、ビルが立ち並ぶ街並に、昔の名残を感じながらの2時間でした。今回は巡った9か所の中から、史跡を2つご紹介します。

天満宮から歩いて4分、残念ながら現在は石碑しか残っていませんが、滝川公園の北西角と南東に、江戸時代、「天満組惣会所」（実際には碑の位置から道を隔てた北西角）と「天満興正寺」がありました。江戸時代の大坂は天満組・北組・南組に区分され、それぞれ惣会所と呼ばれる自治組織の事務所が設置されていました。町役人は有力商人が無給で勤め、土地台帳を作成して地子銀を徴収したり、宗旨人別帳（現在の戸籍）の調査・管理を行うなど、今でいう市役所のような仕事で、自治を認められていたのです。天満興正寺では、惣会所が調査した人別帳を年に1度、町奉行与力に納めていたそうです（ちなみに大坂町奉行所は江戸と反対に東町・西町。東町奉行所は現在の合同庁舎1号館にありました）。また興正寺は明治20年から同36年まで、関西法律学校（現在の関西大学）の校舎として活躍しました。

（佐井陽子）

## 佐井事務所

スタッフ紹介  
テーマ「好きなおやつ」



山添 健志

司法書士

アイスの実（初めて  
食べたときの感動が  
忘れられません）



中村 佐和子

事務局

雪の宿（子どもの頃  
から大好きな味です）



門垣 佳代子

事務局

ショートケーキ  
（色々な種類のケーキを  
目の前にすると  
テンション急上昇です）



佐井 陽子

事務局

ベビークステラ（屋台を  
見つけたら必ず買います）

## 住宅ローン 借り換えの需要が増加

平成28年2月16日より日本銀行に導入されたマイナス金利の影響で、住宅ローンの金利が大幅に低下しており、住宅ローンの借り換え需要が高まっています。20年前に2%の金利で住宅ローンを借りた人が、今なら1%以下で住宅ローンを借りられるようになっており、借り換えによって返済額を減らすことが期待できます。

住宅ローンの借り換えが有効に機能する一般的な目安として、

- 借り換え前と借り換え後の住宅ローンの金利差が1%以上
- ローン残高が金500万円以上
- 残りの返済期間が10年以上

といった条件を満たせばメリットがあると言われています。

住宅ローンの借り換えを行うとなると、今よりも低金利で融資を受けることができる銀行（新銀行）を探し、借り換え契約を行うこととなります。そして、新規に融資を受ける銀行からの借入で、今までお付き合いをしてきた銀行（旧銀行）へ借入債務を返済する流れとなります。

さて、不動産の登記簿を見ると旧銀行の担保権（抵当権）が設定されているはずですが、債務を完済したからといって担保権が自動的に消えるものではありません。返済をした銀行から債務の返済があったことを示す、返済証明書等の書類が渡されますので、それを使い「担保権の抹消登記」が必要となります。

そして、新銀行からは、改めて自行の担保権の設定登記を行うことが融資の条件とされます。こちらも、同様に貸付をしたからといって自動的に担保権は設定されませんので、お金の貸付契約と同時に担保権の設定契約を行い、その契約書等を持ってすぐに「担保権の設定登記」を行うことが必要となります。

この一連の登記手続きは自身で登記手続きをしたいと銀行に申し出ても、まず応じてもらえません。銀行から債務者に登記手続きを委ねてしまうと、誤った登記をされてしまった場合に銀行が無担保で融資をしていたことになってしまい、リスクがあまりにも大きい為です。

そこで、専門職である司法書士が銀行との間に入り、担保権の抹消、設定登記のお手伝いさせていただくこととなります。

借り換えには銀行事務費用や登記費用等を含め、およそ数十万円の諸費用がかかります。そのため、この費用と借り換えのコストパフォーマンスを比較検討して借り換えを行う必要があります。

佐井司法書士法人にご連絡いただきましたら、銀行との連絡等のやり取りを行い、契約の立会等スムーズにお手伝いをさせていただきますので、お見積等からお気軽にご相談ください。

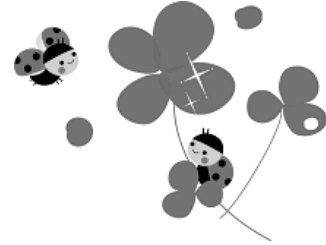
（山添健志）



50代からの暮らし安心塾④ もしも私が認知症になったら…～はじめて学ぶ成年後見制度～

2016年2月25日(木)14時より2時間。クレオ大阪南において成年後見制度についてセミナー講師をさせていただきました。

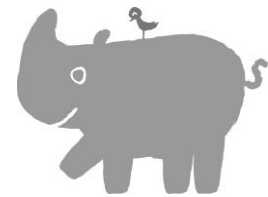
自分にとって、法定後見制度の利用で十分なのか、任意後見制度の利用を検討しなければならないのか、あるいは、その中間に位置するのかを、人の面(誰に後見人になってもらいたい)と、内容の面(いくつかの質問をして、自分はどうしたい)から検討していくことで分類してみました。全く初めての試みであったので、ぎりぎりまで試行錯誤。結局、完全徹夜の状態で、高めの栄養ドリンク(!)を飲んで臨みました。年初より発表が3件も続いてきつかったのですが、終わった時の開放感は格別でした。(佐井恵子)



テミス通信第16号で社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを取集していることをお伝えしたところ、沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。山崎工機株式会社様、吉田清悟法律事務所 古川様、後藤 葵様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・平成28年3月1日最高裁判所判決で、認知症の方の家族に対する損害賠償責任は退けられました。新聞やテレビなどでのコメントと同じく、現実に沿った穏当な判断であったと思います。それにしても、事故から8年余もの間、裁判に煩わされたご家族の皆さまのご苦労いかばかりでしょうか。和解で解決してしまおうという気持ちは芽生えなかったのか、記事からは伺い知れませんが、ここで負けるわけにはいかないという使命感があったのかもしれないと、ふと、そんなことを考えていました。
- ・テミス通信を手に、相談にお越し下さる方がいらっしゃいます。あっ、読んでいただいたのだ!と思うと、大変嬉しいです。そうすると、少しでも役立ちますようにと、つい肩に力が入ったものとなってしまいますが、軽い読み物として読んでいただきたいと思っていますので、一つでもお楽しみいただければ幸いです。
- ・夕方からの予定が重なって、司法書士会の研修が受けられないということがあります。インターネット受講を始めてみました。土日や仕事が終わってから1時間だけとか、一人、一度も居眠ることもなく(笑)、興味深く勉強できています。これは、嬉しい発見でした。(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号  
TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>